VHJ機構
会員情報管理および情報配信ルール

１．目的

本ルールは、VHJ機構からの各種案内・通知・調査依頼等を確実かつ公平に会員施設へ届けるとともに、会員情報の適切な管理および事務局業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

また、VHJ機構の運営においては、会員限定資料、経営情報、調査結果その他外部公開を前提としない情報を取り扱うことがあるため、情報管理の適正化を図ることを目的とする。

２．会員情報の登録

（１）基本登録者

各会員施設について、以下の登録を基本とする。

① 会員代表者（理事長・院長等）　1名

② 会員代表者を補佐する担当者（秘書、VHJ事務局担当者等）

代表者を補佐する担当者については、必要に応じて2名までの登録を認める。
なお、登録するメールアドレスについては、極力メーリングリストは避け、個人のアドレスを登録するものとする。

（２）VHJ機構役員

VHJ機構の理事または監事に就任している者については、会員代表者とは別に登録する。
同一施設から複数名の理事または監事が選任されている場合は、それぞれを登録対象とする。

（３）アンケート担当者

各種調査、アンケート、経営情報活用事業等については、会員施設ごとに担当者を登録することができる。
アンケート担当者は、アンケートおよび調査依頼に関する情報のみを配信対象とする。

（4）請求書送付先

会費、その他VHJ機構から発行する請求書の送付先は、基本登録者とする。

３．情報配信区分

（1）基本登録者およびVHJ役員への配信

基本登録者およびVHJ役員には、VHJ機構から発信するすべての情報を配信する。

【配信対象情報】

・理事会・総会に関する案内および資料

・研究会、委員会、交流会、研修会等の案内

・議事録

・各種調査およびアンケート

・会費、その他請求に関する連絡

・会員向け通知

・その他VHJ機構からの公式連絡

（2）アンケート担当者への配信

アンケート担当者には、各種調査、アンケート、経営情報活用事業等に関する案内のみを配信する。

４．VHJ研究会に関する取り扱い

VHJ研究会に関する案内、通知、調査依頼その他の連絡については、本ルールに基づき登録された連絡先を使用する。

ただし、配信対象はVHJ研究会会員施設に限るものとし、VHJ研究会に加入していない施設には配信しない。

なお、VHJ研究会に関する連絡については、本ルールで定める配信区分に従い、登録区分ごとの対象者へ配信するものとする。

５．個別配信対応について

事務局では、公平性および運営効率の観点から、原則として個別の配信条件設定は行わない。

【例】

・特定の担当者には送付しない

・アンケートのみ送付しない

・特定の案内のみ送付する

・一部資料のみ送付する

などの個別対応は行わない。

各施設内での情報共有および配信管理については、会員施設にて対応するものとする。

６．会員施設間の問い合わせ等について

会員施設の職員から、他の会員施設への情報提供依頼、照会、紹介その他会員施設間の連絡調整に関する依頼があった場合は、原則として会員代表者を通じて事務局へ申し出るものとする。

事務局は、依頼内容を確認のうえ、相手方会員施設の会員代表者へ照会し、承諾を得た場合に限り、双方の担当者間で直接連絡できるよう調整を行う。
なお、事務局は、会員施設職員からの個別の依頼に基づき、他会員施設の担当者情報を直接開示し、または直接連絡を取り次ぐことは行わない。

ただし、理事会・総会、委員会、VHJ研究会、指導医養成講座、職員交流会、研修医・指導医交流会、その他VHJ機構が実施する事業の運営上必要な連絡調整については、この限りではなく、事務局が必要と認める範囲で担当者間の直接連絡を行うことができる。

本手続きは、会員施設間の情報共有における責任の所在を明確にし、適切な情報管理および円滑な運営を図ることを目的とする。

７．登録情報の変更

会員施設は、代表者または登録担当者に変更が生じた場合、速やかに事務局へ届け出るものとする。

事務局は、届け出内容に基づき会員情報を更新する。

８．前代表者の取り扱い

会員施設において代表者の変更があった場合、前代表者は事務局管理リストから削除し、VHJ機構からの各種案内および資料の送付先は、会員施設より届け出のあった現代表者とする。

ただし、前代表者への情報提供を継続して希望する場合は、現代表者より事務局へ申し出るものとする。

また、前代表者が理事会・総会、研究会、委員会、交流会等への参加を希望する場合は、現代表者より事前に事務局へ連絡するものとし、参加の可否については、当該会の運営責任者に確認のうえ決定する。

９．個人情報の利用目的

会員施設より登録された個人情報は、以下の目的に限り利用する。

・VHJ機構の運営に関する連絡

・理事会、総会、研究会、委員会、交流会、研修会等の案内

・各種調査およびアンケートの実施

・会費、その他請求に関する連絡

・会員向け資料および情報提供

・VHJ研究会に関する連絡

事務局は、法令等に基づく場合を除き、本人の同意なく第三者へ個人情報を提供しない。

１０．情報管理について

VHJ機構から配信される案内、資料、議事録、調査結果その他の情報には、会員限定情報、経営情報その他外部公開を前提としない情報が含まれる場合がある。

登録者は、受領した情報について適切に管理し、VHJ機構または資料提供者の承諾なく第三者へ提供、転送または公開しないものとする。

また、登録されたメールアドレスについては、当該会員施設の業務上必要な者のみを登録するものとし、退職、異動その他の理由により不要となった場合は速やかに事務局へ変更を届け出るものとする。

１１．運用開始

本ルールは2026年度より適用する。